第二十三条の六第六項第三号イ(3)中「第四十条の五第四項第二号」を「第四十条の五第五項第二号」に改め、同号イ(5)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号ハ(2)中「第四十条の五第四項第二号」を「第四十条の五第五項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　法第七十条の三第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第九項において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

7　法第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明を受けなければならない。

8　施行令第四十条の五第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第四項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

第二十三条の七第一項中「第四十条の六第三項」を「第四十条の六第四項」に改め、同条第二項中「第四十条の六第五項」を「第四十条の六第六項」に改め、同条第三項中「第七十条の四第二十六項の」を「次の各号に」に改め、同項第一号中「第七十条の四第二十五項」を「第七十条の四第二十六項」に改め、同項第六号中「第四十条の六第十一項」を「第四十条の六第十三項」に改め、同項第七号ハ(3)中「第四十条の六第二項」を「第四十条の六第三項」に改め、同号ニ(3)中「第四十条の六第四項」を「第四十条の六第五項」に改め、同条第四十三項中「第七十条の四第三十七項に」を「第七十条の四第三十八項に」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項第五号中「第七十条の四第三十七項」を「第七十条の四第三十八項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十二項中「第四十条の六第六十三項」を「第四十条の六第六十九項」に、「第四十条の七第六十五項」を「第四十条の七第七十二項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十一項第三号中「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十九項中「第四十条の六第五十八項に」を「次の各号に」に改め、同項第一号中「第四十条の六第六十四項に」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四十条の六第十八項第二号」に、「第四十一項第三号」を「第四十四項第三号」に改め、同項第二号中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十八項中「第四十条の六第五十三項」を「第四十条の六第五十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を「第七十条の四第二十三項第四号」に、「第四十条の六第五十一項」を「第四十条の六第五十二項」に、「同条第四十八項」を「同条第五十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第四十条の六第四十九項」を「第四十条の六第五十五項」に改め、同項第一号イ中「第三十二項第二号ニ(1)」を「第三十五項第二号ニ(1)」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同号ロ中「第三十二項第二号ニ(2)」を「第三十五項第二号ニ(2)」に改め、同号ハ中「第三十二項第二号ニ(3)」を「第三十五項第二号ニ(3)」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「第四十条の六第四十九項」を「第四十条の六第五十五項」に改め、同項第二号中「第三十七